

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二十五号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	職員種別	学校種別
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	七、七八四 人	県立高等学校及び市町村立の特別支援学校
その他の職員	一、三〇五 人	五、〇三五 人	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
	五二五 人	九、九一四 人	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）
	五二三 人	一七、五九二 人	
	九九〇 人		

附 則

- この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、七八四人」とあるのは「七、八四七人」と、「九、九一四人」とあるのは「一〇、〇一八人」とする。